令和９年度
尾道市放課後児童クラブ
利用のしおり



新年度申込(令和９年４月～） ※途中利用、長期休業日利用含む	令和８年１１月１０日(火) ～１２月１０日(木)まで
随時申込 ※定員に達した場合は待機	入会希望月の前月１０日まで

尾道市福祉保健部子育て支援課(尾道市役所１階)
〒722-8501　尾道市久保一丁目15番１号
電話番号(０８４８)３８－９２１５

放課後児童クラブ利用のご案内

尾道市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成のため、「放課後児童クラブ」を開設しています。

「放課後児童クラブ」は、小学校の余裕教室などに支援員等を配置し、授業終了後や学校休業日に、自主学習活動、おやつ、レクリエーション、集団あそびなどを行います。

1　利用できる児童について

原則として、市内の小学校・特別支援学校の小学部に在学する児童、または、市内に住所を有する市外の小学校に在学する児童で、保護者が次のいずれかに該当する世帯の児童です。

1　保護者が就労のため、昼間家庭にいない場合（家庭内就労も含む）

◆月～金曜日に利用する場合：月～金曜日のうち、14 時以降に勤務する日が週 3 日以上あること

◆土曜日に利用する場合　　：土曜日に 12 時以降に勤務する日が月 1 日以上あること

◆長期休業日に利用する場合：月～金曜日のうち、12 時以降に勤務する日が週 3 日以上あること

2　保護者が傷病または心身の障害のため、児童を保育することができない場合

3　保護者が長期にわたり、傷病または心身に障害がある同居の親族を常時介護しているため、児童を保育することができない場合

4　保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧のため、児童を保育することができない場合

5　1～4 のいずれかに準ずる場合で、市長が特に必要と認めた場合

※「保護者」とは、父母及び同居の祖父母・曾祖父母（65 歳未満の者）をいいます。

※利用を希望する児童が、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている場合、または手帳の交付を受けていなくても、集団での活動に気になることがあればその旨を申込書に詳しく記載してください。児童の安全のため、事前に電話や対面などで児童の状況について確認をさせていただく場合や、利用希望の放課後児童クラブを見学していただく場合があります。

2　開設期間について

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（※新 1 年生も 4 月 1 日から利用できます。）

3　令和 9 年度開設場所(予定)について

名　称	所在地・開設場所	電話番号	対象校(※)
吉和放課後児童クラブ	東元町 26-3・旧吉和幼稚園	0848-23-5301	吉和小学校
栗原放課後児童クラブ	西則末町 11-16・栗原小学校内	0848-23-3932	栗原小学校
栗原北放課後児童クラブ	栗原町 11750・栗原北小学校内	0848-23-9230	栗原北小学校
山波放課後児童クラブ	山波町 1630・山波小学校内	0848-37-3170	山波小学校
日比崎第 1 放課後児童クラブ	平原 4 丁目 2-37・平原台コミュニティセンター	0848-23-3953	日比崎小学校
日比崎第 2 放課後児童クラブ	栗原西 1 丁目 4-38	0848-22-2822	日比崎小学校
日比崎第 3 放課後児童クラブ	日比崎町 12-1・日比崎小学校内	0848-23-3453	日比崎小学校
尾道みなと放課後児童クラブ	長江 3 丁目 10-4・尾道みなと小学校内	0848-37-3930	尾道みなと小学校
高須放課後児童クラブ	高須町 3493・旧高須幼稚園	0848-47-6630	高須小学校
西藤放課後児童クラブ	西藤町 1500・西藤小学校内	0848-55-2050	西藤小学校
三成放課後児童クラブ	美ノ郷町三成 1111-4	0848-48-0201	三成小学校
三成第 2 放課後児童クラブ	美ノ郷町三成 1185-1	0848-48-2662	三成小学校
御調中央放課後児童クラブ	御調町市 1110-1・市公民館　2 階	0848-76-2370	御調中央小学校
御調西放課後児童クラブ	御調町丸河南 90-1・河内公民館　2 階	0848-76-1985	御調西小学校
美木原放課後児童クラブ	尾道市美ノ郷町本郷 604・美木原小学校内	0848-48-3811	美木原小学校
向島中央放課後児童クラブ	向島町 5979・向島中央小学校内	0848-20-6287	向島中央小学校 高見小学校 三幸小学校
向東放課後児童クラブ	向東町 8670・向東小学校内	0848-45-3321	向東小学校
浦崎放課後児童クラブ	浦崎町甲 2246・浦崎小学校内	0848-73-2022	浦崎小学校
因島南放課後児童クラブ	因島土生町 1321-1・因島南小学校隣接	0845-22-2141	因島南小学校
因北放課後児童クラブ	因島中庄町 3322・因北小学校内	0845-24-0388	因北小学校
瀬戸田放課後児童クラブ	瀬戸田町瀬戸田 535-1・瀬戸田市民会館　1 階	0845-27-2454	瀬戸田小学校

※対象校以外の放課後児童クラブも利用できます。

※日比崎第 1、向島中央放課後児童クラブは、小学校からバスで移動します(向島中央小学校を除く)。

※施設の状況や申込状況により、開設場所を変更・閉所する場合があります。

※重井放課後児童クラブは令和 9 年度から因北放課後児童クラブに統合予定です。

4　開設日及び時間について

開　設　日	開 設 時 間
月曜日～金曜日の学校登校日	授業終了後(放課後)から 18 時 30 分まで(※2)
土曜日(土曜日開設クラブのみ)(※1)	8 時から 18 時まで(※2)
長期休業日・学校行事振替休業日	8 時(※2)から 18 時 30 分まで(※2)

※1　土曜日の利用希望状況により開設を決定します。希望者が少ない場合は、近隣の土曜日開設クラブを土曜日のみご案内します。

※2　申込状況や運営体制により、開設時間を延長する場合があります。(18 時 30 分(土曜日は 18 時)以降は 1 回 300 円の延長利用料が必要になります。)
学校登校日のお迎え、長期休業日、学校行事振替休業日・土曜日の送迎は、児童の安全のため、原則として保護者が行ってください。

5　休会日(実施しない日)について

◆土曜日(土曜日開設クラブを除く)、日曜日
◆祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日(昭和 23 年法律 178 号)
◆盆休み(8 月 13 日から 8 月 15 日まで)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
◆市長が特に必要と認めた日

6　利用(入会)申込について

(1)提出書類

◆就労証明書、診断書などの証明書(P.6「添付書類について」を参照)
※証明内容を証明者へ照会する場合があります。
※提出された書類に不備や不足がある場合は、返却します。

(2)受付期間及び結果通知

令和 9 年度中の利用を希望する方は、受付期間内に添付書類を揃えて申し込んでください。年度途中からの利用を希望する場合も、受付期間内に申し込んでください。

利用開始希望日	受付期間	結果通知
年度当初から年間利用	令和 8 年 11 月 10 日(火) ～令和 8 年 12 月 10 日(木)	令和 9 年 2 月下旬頃 発送予定
長期休業日(学年始・夏季・冬季・学年末)のみ利用		
年度途中から利用		

≪受付期間の注意≫

◆4 月からの利用について、令和 9 年 1 月 8 日(金)を申込期限として、受付を行いますが、上記の期間中に申し込みをした方が優先されます。この場合の結果通知は 3 月上旬頃となります。
◆令和 9 年 1 月 9 日(土)以降の申し込みは、5 月以降の利用開始での受付・審査となります。
◆当初の申込書の受付期間以降で必要となった方は、入会希望月の前月 10 日までに申込んでください。

(3)利用(入会)選考審査

当初の受付期間内の申し込みを優先しますが、定員を超えた場合は、審査のうえ、待機または希望していないクラブをご案内する場合があります。

受付期間後も随時受付・審査は行いますが、定員に達した場合は待機となります。

(4)申請方法

◆電子申請(P.5「12　電子申請について」参照)

◆各放課後児童クラブ

◆尾道市役所本庁舎(子育て支援課)

7　利用形態や就労状況等の変更について

利用・登録区分などの変更は、前月 10 日までに、「放課後児童クラブ利用変更届」を提出してください(電子申請あり)。

氏名、住所、電話番号、就労先、緊急連絡先などの変更は速やかに、「放課後児童クラブ利用変更届」を提出してください(電子申請あり)。就労先の変更の場合は、変更後の就労証明書を添付してください。

8　利用希望期間の変更について

利用希望期間を変更する場合は、辞退(退会)し、再度申し込みが必要です。再申し込みの場合は改めて審査を行うため、利用(入会)できるとは限りません。

9　辞退(退会)について

辞退(退会)する場合には、「放課後児童クラブ利用辞退(退会)届」を辞退(退会)する(最終利用日)月の 10 日までに提出してください(電子申請あり)。「辞退(退会)届」の提出がない場合、退会とはなりません。

利用開始前に辞退する場合も、利用開始の前日までに「辞退(退会)届」を提出してください(利用承諾日から利用料が発生します)。届出日より前に遡って退会することはできません。

保護者の就労状況等により、1 か月の利用日数が 5 日以下の場合、退会を案内することがあります。退会後、必要時に改めて入会手続きを行ってください。

児童が怪我や病気などで、やむを得ず 1 か月以上継続して利用を休止する場合は、「放課後児童クラブ利用休止届」を提出してください(用紙は各クラブにあります)。

10　利用解除について

次のいずれかに該当する場合には、利用を解除する場合があります。

① 1 の『1　利用できる児童』に該当しなくなったとき

② 利用料等を滞納しているとき

③ 市条例等児童クラブの運営に関する規程に従わないとき

④ その他児童クラブの運営上支障をきたすとき

⑤ 1 か月以上利用がないとき

11　非常時の対応について

	クラブ休会	クラブ開設
学校登校日	・登校前に小学校が休校となった場合 ・登校後に小学校が休校等となり、給食前の下校となった場合	・登校後に小学校が休校等となり、給食後に下校となった場合
学校休業日	・警戒レベル 4 が発表された場合 ・子育て支援課が必要と認めた場合	・気象警報・注意報等が発表されているが、警戒レベル 3 までの場合(状況により休会となる場合もあります。)

※休会の場合は、チェックインメールでお知らせします。入会時に児童名で登録してください。
（きょうだいで利用の場合は､1 人ずつ登録が必要です。）

12　電子申請について

次の二次元コードから電子申請が可能です。

	放課後児童クラブ利用申込書(令和 9 年度)
	放課後児童クラブ利用辞退(退会)届
	放課後児童クラブ利用料減免申請書
放課後児童クラブ利用変更届	
	利用内容に関する項目 (利用希望期間・利用区分・登録区分)
	世帯情報に関する項目 (保護者氏名､住所､電話番号・世帯員の状況・緊急連絡先)
	就労情報等に関する項目 (保育できない理由・就労内容)

※手続き完了画面まで確実に確認してください。

添付書類について

保護者(※)の状況に応じた添付書類が必要です。

※父母及び同居の祖父母・曾祖父母(65 歳未満)をいいます。

区分		必須書類	追加でいずれかひとつ添付
被雇用者(会社員等) (株式・有限・官公庁等に勤務)		就労証明書	
自営業等従事者 (個人事業・農業・漁業・業務委託・下請業)		就労証明書	≪自営業中心者・業務委託・下請業≫ ・確定申告書、又は市民税申告書の写し ≪開業 1 年以内・開業予定≫ ・開業届(法人番号指定通知書)の写し ≪専従者≫ ・確定申告書(事業専従者であることがわかるもの)の写し等
病気・負傷・心身障害 (保護者の病気やけが、または心身の障害のため、児童の保育ができない場合)		病気等・出産・就学申立書	・医師の診断書 ・障害者手帳(身体・精神・療育)等の写し
出産の前後 (出産を含む月の前後 2 か月)		病気等・出産・就学申立書	・親子(母子)健康手帳の写し (表紙及び分娩予定日の記入ページ)
就学・職業訓練		病気等・出産・就学申立書	・在学証明書及びカリキュラム (時間配分のわかるもの)
介護 (保護者が常時介護にあたっているため、保育ができない場合)		介護状況申立書	・週間サービス計画書の写し ・介護保険証の写し ・障害者手帳(身体・精神・療育)等の写し ・医師の診断書
その他	家庭の災害	・被(り)災証明書(火災・自然災害等)	
	社会的養護が必要な場合	・申立書・意見書など	

≪注意事項≫

・求職活動による利用はできません。

・育児休業中も利用できます。育児休業の取得欄を記入した就労証明書を提出してください。

・尾道市に提出する保育所(園)・認定こども園の令和 9 年度入会申込用の就労証明書を利用することができます。ただし、クラブ用にも**添付が必要です**。保育所等への提出前に写しを保存してください。なお、添付する就労証明書は発行から 1 か月以内のものに限ります。

・就労証明書を訂正する場合、訂正印は不要です。取消線で訂正し、修正液・修正テープは使用しないでください。

・就労証明書への担当者以外の加筆や申込者本人による記入は無効です。証明内容に虚偽があった場合は、利用取消となります。

・利用期間内に就労証明書の雇用期間が切れる場合は、就労証明書または更新後の雇用期間が記載された契約書の写しを提出してください(利用開始時点に雇用期間が切れている場合は、更新された就労証明書の提出が必要です。)。

・自営業の専従者において、小遣い程度の手伝い・協力者については、利用の要件に該当しません。

・医師の診断書には、病名・障害名のほか治療内容・治療期間・保育できない理由の明記が必要です。

入会手続き等について

利用承諾(入会決定)通知を受けた保護者は、通知書を持参し、入会前日までに利用予定の児童と一緒にクラブへ来てください。支援員から説明を受け、必要な手続き・支払いを行ってください。

提出物	・スポーツ安全保険加入申込書 ・家庭連絡票	
諸経費	・スポーツ安全保険料 ・おやつ、その他消耗品費 （入会月分）	・諸経費は、各クラブが指定する期日までに納めてください。 ・収支内訳については、クラブから会計報告をします。

1　スポーツ安全保険の加入について

クラブを利用する児童は、スポーツ安全保険への加入が必要です。

加入申込書に記入のうえ、利用のクラブへ提出してください。保険料は、児童一人当たり掛金 800 円です。

※浦崎放課後児童クラブを利用する方は、浦崎放課後子ども教室の保険も兼ねています。

※年度途中で利用辞退(退会)された場合でも掛金は返還できません。

2　家庭連絡票について

利用する児童の状況を、各項目に記載してください。

※健康状態について、薬の服用やアレルギーの有無など、特に配慮や個別な対応が必要と思われる場合には、各クラブへご相談ください。対応が必要な場合は、診断書や学校への提出書類の写しを添付してください。

3　諸経費(おやつ、その他消耗品費)について

月額 2,000 円程度かかります。(長期休業日、土曜日利用者は別途加算があります。)

また、クラブで食べなかったおやつの持ち帰り、返金はありません。(休会された場合でも同様に、おやつの持ち帰り、返金はありません。)

必要経費など(実費)について、その都度集金する場合があります。

4　安心・安全見守りカメラについて

クラブでは、児童の安全及び事故防止のため、「安心・安全見守りカメラ」を設置し、録画しています。

この「利用のしおり」のほか、利用承諾者に配布する
「放課後児童クラブガイドブック」を参考にしてください。

放課後児童クラブ利用料の納付について

クラブを利用する児童の保護者は、利用(入会)期間中、利用料の納付が必要です。

1　利用料について

- ◆　全てのクラブで利用料が必要です(諸経費は別途)。
- ◆　「辞退(退会)届」の提出がない限り、利用料が必要です。(遡っての退会はできません)
- ◆　利用料については、申請により減免があります。(諸経費の減免はありません。)

年間利用 月～金曜日利用(登録)児童	一人当たり　月額 3,000 円(8 月分は月額 4,000 円)	
年間利用 月～土曜日利用(登録)児童	一人当たり　月額 4,500 円(8 月分は月額 5,500 円)	
長期休業期間のみ利用(登録)児童 (※夏季は年間利用の月額と同じ)	春休み(4 月分)	一人当たり　月額 1,500 円
	冬休み(12 月分)	一人当たり　月額 1,500 円
	冬休み(1 月分)	一人当たり　月額 1,500 円
	学年末(3 月分)	一人当たり　月額 1,500 円

◎利用料は、利用日数にかかわらず月額で、日割り計算はしません。

(例)利用区分が長期休業日のみ利用(長期休業日の全ての期間の「月～金曜日」利用)の場合、4・12・1・3 月分は各 1,500 円、7 月分は 3,000 円、8 月分は 4,000 円を合わせて年間 13,000 円がかかります。

2　利用料の減免制度について

次の事由に該当する世帯は、申請により利用料を免除します。申請がない場合は、免除されません。

① 生活保護を受けている世帯
② 就学援助世帯
③ 令和 9 年度に納付すべき市民税が非課税である世帯(世帯分離をしている場合でも同一生計とみなされる全員について審査対象となります)
④ 現に在住している住宅又は家財が火災・風水害、震災またはこれに類する災害に被害を受けた世帯に属する場合(当該年度の被(り)災証明書を添付)
⑤ その他特別な事情がある場合(特別な事由が確認できるものを添付)

※結果は別途通知します。

※減免対象外となった場合は、利用月からの利用料の納付が必要です。

3　利用料の納付方法について

口座振替または納付書での納付となります。納付書は、金融機関(尾道市収納代理金融機関)・コンビニ・スマートフォンアプリ等で利用できます。

4　口座振替依頼書の提出について

・希望する市内金融機関へ前月 20 日までに申し込んでください。

・新規利用または口座変更の場合は、「口座振替依頼書」を再提出してください。(P.10「記入例」参照)

・申し込み保護者が変わらず、以前に口座振替登録を行っている場合は、手続きしない限り、自動的に口座振替が継続されます。

※1 世帯につき 1 部提出してください。利用する児童ごとに提出する必要はありません。

◆　口座振替のできる金融機関

銀行	広島銀行、中国銀行、伊予銀行、もみじ銀行、愛媛銀行、山口銀行、三井住友銀行
金庫	しまなみ信用金庫、中国労働金庫
信用組合	広島県信用組合、備後信用組合
農業協同組合	尾道市農業協同組合、ひろしま農業協同組合
漁業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行

※口座振替の手続きは尾道市内の店舗で行ってください。

5　利用料の納期限及び振替年月日(予定)

各期の納期限、及び口座振替日は、次のとおりです。

期別	月別	納期限・振替日	期別	月別	納期限・振替日
1 期	4 月分	令和 9 年 4 月 30 日	7 期	10 月分	令和 9 年 11 月 1 日
2 期	5 月分	令和 9 年 5 月 31 日	8 期	11 月分	令和 9 年 11 月 30 日
3 期	6 月分	令和 9 年 6 月 30 日	9 期	12 月分	令和 9 年 12 月 27 日
4 期	7 月分	令和 9 年 8 月 2 日	10 期	1 月分	令和 10 年 1 月 31 日
5 期	8 月分	令和 9 年 8 月 31 日	11 期	2 月分	令和 10 年 2 月 29 日
6 期	9 月分	令和 9 年 9 月 30 日	12 期	3 月分	令和 10 年 3 月 31 日

◆　納付書で納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、納期限までに納付してください。

6　延長利用料の納付について

利用時間は、18 時 30 分(土曜日は 18 時)までです。これを超える場合は、延長利用料(1 人 1 回 300 円(1 か月上限 3,000 円))が必要です。

延長利用料は、納付書で納付してください。1 か月分を集計後、納付書を送付しますので、納期限までにお支払いください。

なお、延長利用料は減免の対象外です。

尾道市料金等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

（金融機関保管用）

記　入　例

御中

私が尾道市に納める料金等について、下記指定口座から口座振替による納付を(開始・変更・停止)したいので、口座名義人とともに下記記載の約定を確認の上、依頼します。

申込日	○○年　○○　月　○○　日
依頼区分	☐新規　☑変更　☐停止
整理番号	0 0 0 1 1 1 1 1 1 1

登録を確実にするため、料金決定通知書及び**納付書等に記載の整理番号**を記入してください。

※　太枠内のみ記入押印し、指定預金口座に記載され

フリガナ	オ ノ ミ チ タ ロ ウ	
納入義務者氏名	尾　道　太　郎	〒☐☐☐-☐☐☐☐ 尾道市久保一丁目１５番１号
（義務者）	（※　尾　道　次　郎　様）	

届出人と義務者が異なる場合は必ず記入してください。**放課後児童クラブ利用料**、保育所・認定こども園保育料及び公立保育副食費の納入義務者は**登録した保護者の氏名**を記入してください。

※　届出人と義務者が異なる場合は、義務者欄に氏名

指　定

	金融機関名	預金種別	口座番号	金融機関ｺｰﾄﾞ	支店ｺｰﾄﾞ
銀行等	尾道 銀行 農協 金庫 組合 ／ 市役所 本店 支店 出張所	①普通 ②当座		9 9 9 9	0 0 1

指定預貯金口座の金融機関名は支店名まで記入してください。

ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	番号（右づめ）	種目コード
	9 9 0 0			払込先口座 / 払込先加入

指定口座がゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載されている住所を記入してください。

通帳の届出印を鮮明になるように押してください。
2枚目以降の押印は不要です。

口座名義人住所	〒 722-8501 尾道市久保一丁目１５番１号

通帳・キャッシュカードに記載されている氏名・読み方を記入してください。

フリガナ	オ ノ ミ チ	タ ロ ウ
口座名義人	姓 尾道	名 太郎

尾道

市指定の金額

振替日

・末日（12月は25日）

※振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日

振替開始日を記入してください。記入に当たっては、必ず依頼者保管用の裏面の納期を確認してください。ご記入がない場合は、受理した日をもとに、振替開始（変更・停止）の期月を判断しますので、ご了承ください。

振替を希望する料金にチェックをしてください。

口座振替する料金等　※チェックしてください。（括弧書きは契約種別コード）		納付方法	振替開始（変更・停止）希望の期月
☑ 放課後児童クラブ利用料（３０）	☐ 公立保育副食費（３０）		
☐ 保育所・認定こども園保育料（３０）	☐ 市営住宅等家賃（２５）	各月振替	○○年　○○月分から
☐ 市営駐車場月極使用料（３０）※各月の前月末の振替となります。	☐ 因島地区し尿収集手数料（）		
☐ 百島地区し尿収集手数料（３０）	☐ 道路(河川)占用料（３０）	道路（河川）占用料 漁港・港湾泊地使用料	
☐ 学校給食費（３０）	☐ 漁港・港湾泊地使用料（３０）	定期振替	年度から

振替を開始する希望の月を記入してください。

※百島し尿収集手数料及び因島地区し尿収集手数料のいずれかを選択した場合は必ず記入してください。

収集先	住所	尾道市　町　番地 （アパート名）　号室（因島地区の方　区）		
	氏名		電話番号	

○この依頼書は、機械で読み込ませますので、丁寧に記入してください。
○ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行自動払込み規定が適用されます。

約定　私は次に掲げる事項を承諾の上、この依頼書を提出します。

1 尾道市に納付すべき料金等の振替に関する依頼をしたときは、この依頼書により金融機関に対し口座振替による金額を納期
2 預金口座の残高が、振替日の前日までに、振替すべき金額に満たないときは、振替しないこと。
3 指定した口座を変更し、又は解約しようとするときは、あらかじめ金融機関に届け出ること。
4 依頼した口座振替ができなかったときは、尾道市が指定する期日までに、納付書等による納付（口座振替以外の方法による納付）で請求されること。
5 領収書又は口座振替領収済通知書を発行しないこと。（当該通知書を発行する料金もあります。）
6 必要と認められた場合は、口座振替を解除すること。また、指定口座の解約及び変更等の場合は届け出ること。
7 この取扱いについて仮に紛議を生じても、金融機関には迷惑をかけないこと。

※記入事項に訂正があった場合は、必ず通帳の届出印で訂正印を押してください。

金融機関受付印（取扱店日附印）

～　クラブ利用の Q&A　～

〇申し込みについて

Q. 利用申込書はどこにある?

A. 市役所子育て支援課・因島総合支所・御調支所・向島支所・瀬戸田支所・各クラブ、尾道市のホームページから取得できます。郵送での配布はしていません。

Q. 祖父母と住所は同じだが建物が違うため、同居扱いにしてほしくない。

A. ガス・電気・水道いずれかの請求が別々であれば、それぞれのご家庭の請求の写しを添付してください。請求が別になっていない場合は、祖父母(65 歳未満)の就労証明書も必要です。

Q. 父親が単身赴任中だが就労証明書は必要?

A. 住民票の住所地が別になっている場合(市外在住)、就労証明書は必要ありません。ただし「児童以外の世帯員欄」には記入してください。

Q. 土曜日のみ利用できる?

A. 土曜日のみの利用はできません。

Q. 月～土曜日を申し込みしたいが希望クラブに土曜日開設がない。土曜日利用できない?

A. 土曜日のみ別のクラブをご案内します。土曜日用に別途申し込みは不要です。

Q. 市外の学校に通学しているが、利用できる?

A. 市内在住であれば利用できます。ただし、クラブへの送迎はありません。

Q. 市外から転居してくる。住所がまだ変わっていないが申し込みできる?

A. 申し込みできます。新住所が決まっていれば申込書に記載してください。承諾された場合も仮通知となり、転入後に正式決定します。転入後、子育て支援課へ連絡してください。

Q. 出産で利用できる?

A. 産前産後 2 か月利用できます。必要書類は P. 6「添付書類について」を参照してください。

Q. 育休中に利用できる?

A. 育休中も利用できます。育休期間を記載した就労証明書を提出してください。

Q. 求職中でも申し込みはできる?

A. 求職活動を理由とする申し込みはできません。ただし、利用開始月からの就労が決まっている場合は、予定の就労証明書で申し込みできます。

Q. 職業訓練・看護学校に通う。利用はできる?

A. 利用できます。在学証明書と通学時間帯がわかるカリキュラムを添付してください。

Q. 急に病気で入院になった。利用できる?
A. 「申込書」と「病気等・出産・就学申立書」、及び診断書(入院期間を明記)を提出してください。内容確認後、申し込み期限外でも受け付ける場合があります。

Q. 年度途中で利用を希望するようになったらいつまでに手続きするの?
A. 入会希望月の前月 10 日までに必要書類をそろえて申し込みしてください。毎月 20 日頃に結果通知を送付します。詳しくは P. 3「6 利用(入会)申込について」を参照してください。

Q. 申込書の受付期間を過ぎたら?
A. 次回の審査対象となります。

〇利用料について
Q. 口座振替にしたい。
A. 金融機関で手続き可能です。記入用紙は金融機関にあります(クラブでは受け付けていません)。

Q. 就学援助(生活保護など)を受けている。利用料は変わる?
A. 利用料の減免申請が必要です。確定すれば全額免除となります。ただし、スポーツ安全保険料・延長利用料・各クラブで支払う諸経費は免除になりません。

〇利用について
Q. 18 時 30 分までに迎えに行けない。
A. クラブの開設時間は 18 時 30 分までです。一部クラブを除いて延長はありません。時間内にお迎えに来てください。

Q. 感染症を理由に学級・学年閉鎖になったが、クラブの利用はできるか?
A. 学級・学年閉鎖等となった場合、対象となった学級・学年の児童については、クラブについても感染症の蔓延防止の観点から、利用ができません。利用ができない期間は、給食前の下校となった場合はその日から、給食後の下校となった場合は次の日から登校が可能となる日までです。

Q. クラブを利用する場合、スポーツ安全保険への加入は必要か?
A. 利用する児童は加入が必要です。保険料は、年度途中の入会でも一律 800 円です。年度途中で退会しても返金はありません。

Q. 月～金曜日の利用から、月～土曜日の利用に変更したい。
A. 変更届に土曜日就労が確認できる就労証明書を添付して利用希望の前月 10 日までの提出が必要です。

Q. 年間利用から、長期休業日のみに変更したい。
A. 「辞退(退会)届」の提出による辞退が必要となり、【長期休業日のみ】利用での再度申し込みをする必要があります。再申し込みの場合は改めて審査を行うため、利用(入会)できるとは限りません。

Q. 年間(長期休業日を除く)で利用中だが、やっぱり夏休みも利用したい。
A. 6 月 10 日までに「変更届」が必要です。(変更内容:2. 年間利用(長期休業日を除く)→1. 年間利用(長期休業日を含む))

Q. 長期休業日のみ利用中だが、冬休み(12 月・1 月)のうち、1 月だけ利用しないが何か手続きが必要?
A. 12 月末で退会する手続きが必要となります。3 月の春休みを利用する場合には、2 月 10 日までに新たに再度申し込みが必要です。「辞退(退会)届」がない場合は、利用日数に関わらず利用料の納付が必要です。再申し込みの場合は改めて審査を行うため、利用(入会)できるとは限りません。

Q. 就労先・就労時間などが変わった。何が必要?
A. 「変更届」と新しい就労証明書を提出してください。就労先を変更した場合は、準備でき次第、提出してください。

Q. 就労していたが、育休に入った。何が必要?
A. 「変更届」と育休期間が記載された就労証明書を提出してください。また、育休から復帰される際にも「変更届」と育休復帰日が記載された就労証明書を提出してください。

Q. 転居により利用するクラブを変えたい。
A. 「辞退(退会)届」の提出による辞退が必要となり、再度申し込みが必要です。再申し込みの場合は改めて審査を行うため、利用(入会)できるとは限りません。

Q. 申し込みの保護者が変わる。手続きは?
A. 「変更届」が必要です。保護者が変更となる場合は、納付書・口座振替が変更になりますので別途通知します。

Q. 仕事を辞めて、求職中。クラブは利用できる?
A. 「辞退(退会)届」の提出による辞退が必要となり、就労が決まってから再度申し込みが必要です。再申し込みの場合は改めて審査を行うため、利用(入会)できるとは限りません。

Q. 児童が骨折して 1 か月以上利用できないが何か手続きが必要?
A. 「休止届」が必要です。休止期間の利用料はかかりませんが 1 日でも利用した月は利用料が必要です。

Q. 待機になったが、再度申し込みが必要?
A. 再申し込みは必要ありません。利用可能となった場合は、利用承諾書の発送によりお知らせします。待機(入会希望)を取り下げる場合は、「辞退(退会)届」の提出が必要です。

令和９年度　利用希望期間

	始	終
春休み	令和 9 年 4 月 1 日	令和 9 年 4 月 5 日
1 学期	令和 9 年 4 月 6 日	令和 9 年 7 月 20 日
夏休み	令和 9 年 7 月 21 日	令和 9 年 8 月 31 日
2 学期	令和 9 年 9 月 1 日	令和 9 年 12 月 23 日
冬休み	令和 9 年 12 月 24 日	令和 10 年 1 月 6 日
3 学期	令和 10 年 1 月 7 日	令和 10 年 3 月 25 日
春休み	令和 10 年 3 月 26 日	令和 10 年 3 月 31 日

1. 年間利用（長期休業日を含む）	令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
2. 年間利用（長期休業日を除く）	令和 9 年 4 月 6 日～令和 10 年 3 月 25 日
3. 長期休業日のみ	令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

表を参考に、実際の利用開始日・終了日を記入してください。
例)冬休みのみ利用する場合：令和９年 12 月 24 日～令和 10 年 1 月 6 日

令和９年度年齢早見表

小学 1 年生	令和　2(2020)年 4 月 2 日～令和　3(2021)年 4 月 1 日
小学 2 年生	平成 31(2019)年 4 月 2 日～令和　2(2020)年 4 月 1 日
小学 3 年生	平成 30(2018)年 4 月 2 日～平成 31(2019)年 4 月 1 日
小学 4 年生	平成 29(2017)年 4 月 2 日～平成 30(2018)年 4 月 1 日
小学 5 年生	平成 28(2016)年 4 月 2 日～平成 29(2017)年 4 月 1 日
小学 6 年生	平成 27(2015)年 4 月 2 日～平成 28(2016)年 4 月 1 日

尾道市

子育て応援サイト

おのはぐ

